

玉掛け技能講習開催のご案内

つり上げ荷重1トン以上のクレーンまたは移動式クレーンを使用して行う「玉掛けの業務」は、労働安全衛生法令により「玉掛け技能講習修了」の資格が必要です。

このたび、桐生労働基準協会(受付窓口)と(一社)日本クレーン協会群馬支部(実施機関)により、玉掛け技能講習を下記のとおり開催することになりました。この機会に是非受講くださいますようお願いいたします。

- | | | | | |
|---------|---------------------|------|----------------------------|---------------------|
| 1. 実施日時 | 令和 7 年 11 月 8 日 (土) | 学科講習 | 8:50～16:55 | (注) 8:40 までにご着席ください |
| | 9 日 (日) | 学科講習 | 8:50～15:55 | |
| | 15 日 (土) | 実技講習 | 8:30～実技試験終了まで (16:30～試験開始) | |

(注) 講習開始時刻 10 分前までに受付を済ませ、着席願います。(オリエンテーションあり)

なお、遅刻者は受講できませんので、ご注意ください。

2. 会 場 学科講習 桐生織物会館（新館）1階 6号室 桐生市永楽町5-1
実技講習 一般社団法人 日本クレーン協会群馬支部 前橋市横沢町610

3. 受講資格 どなたでも受講できます。 ※免除対象の講習ではありません。(全科目受講)

4. 定 員 30名

5. 受講料 23,600円（講習料 22,000円、テキスト 1,600円 含消費税）

6. 講習科目 (1) クレーン等に関する知識 (2) クレーン等の玉掛けの方法
(3) 関係法令 (4) 力学に関する知識「クレーン等安全規則第 246 条に定める科目」
使用テキスト (一社) 日本クレーン協会発行『玉掛け作業者必携』

7. 申込方法 事前に電話予約後、別紙の申込書にご記入のうえ、下記（桐生労働基準協会）へお申込みください。（FAX 可）

申込み受付後、受講票・修了台帳（記入例）、振込案内等をお送りいたします。

講習当日に受講票・修了台帳および写真（ﾀﾞｲ 30 mm・ｺﾞｺ 24 mm裏面に受講番号、氏名ﾌﾙﾈｰﾑを記入）

2枚を（1枚は台帳に貼付、1枚は台帳にクリップで留める）提出してください。

なお申込時において、旧姓等の併記を希望された方は、戸籍抄本の他、※住民票の写し等の提出をお願いいたします。※住民票は「旧氏」欄に旧姓等が記載されたものに限る。申込時に提出のこと。

◆外国籍の方が受講される際、講習において特別な対応（通訳、外国語テキスト等）はしておりませんので、予めご了承ください。受講の際は、修了証に記載の氏名確認の為、在留カードの写しを申込書と一緒に提出してください。

8. 申込締切 10月24日（金）但し、定員になり次第締め切ります。

9. 修了証 所定の全科目・全講習時間を受講され、かつ修了試験（学科及び実技）に合格された方に労働安全衛生法第76条に基づく「玉掛け技能講習修了証」をクレーン協会より交付します。

- 受付窓口（申込先） 桐生労働基準協会 桐生市永楽町 6-6 桐生織物記念館内
Tel 0 2 7 7 - 2 2 - 0 6 2 0 Fax 0 2 7 7 - 2 2 - 0 6 3 0

- 実施機関（主 催） 群馬労働局長登録教習機関 群第13号 登録期間満了日 2029年3月30日
一般社団法人 日本クレーン協会群馬支部 前橋市横沢町 610
Tel 027-283-1671 Fax 027-283-8531

玉掛け技能講習受講申込書

玉 掛 け 技 能 講 習 受 講 申 込 書	受講番号	
	桐 生	

(注) 氏名、生年月日、現住所は正確にご記入ください。修了証の記載事項になります

(注) 氏名、生年月日、現住所は正確にご記入ください。修了証の記載事項になります

ふりがな					
受講者氏名		生年月日	昭和	・平成	年 月 日
本人証明書と統一					

旧姓等の併記の希望及び旧姓等 希望あり ☐ ⇒希望の場合はレ点をし、ご記入ください

旧 姓 等

現住所	〒
-----	---

事業所名		担当者氏名	
所在地	〒	電話番号 市外局番から	()

受講料 22,000 円 テキスト 1,600 円 計 23,600 円 (税込)

支払い方法〔現金・銀行振込（桐生協会あて）〕
いずれかを○で囲んでください。

※協会記入欄	受講料確認 月 日 済 確認者④
--------	---------------------

上記のとおり受講申込みいたします。

★講習のあり方、可否等（受講態度不良・不正行為等、再三に渡る注意を受けた場合、実施管理者及び副実施管理者から失格を言い渡される等）については、貴協会の規程や方針に一切の異議を申し立てません。また、記載事項に虚偽がある場合、受講後といえども法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申込日 年 月 日

桐生労働基準協会 殿 (一社)日本クレーン協会群馬支部長 殿

(注) 申込後は、受講しない場合であっても受講料は返金いたしません。ただし、講習開始3日前(土日祝含まず)までに申込書を再提出するにより代理者が受講することができます。

